

令和 2 事務年度における相続税の調査等の状況

令和 3 年 1 2 月

関東信越国税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査の状況
- 2 相続税の簡易な接触の状況

II 調査に係る主な取組

- 1 無申告事案に対する実地調査の状況
- 2 海外資産関連事案に対する実地調査の状況
- 3 贈与税に対する実地調査の状況

III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移
- 3 海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移
- 4 海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移

I 相続税の調査等の状況

1 相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査は、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について、実地調査を実施しました。

令和2事務年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、実地調査件数は大幅に減少しましたが、大口・悪質な不正が見込まれる事案を優先して調査し、**実地調査1件当たりの追徴税額は867万円（対前事務年度比138.9%）**と増加しました。

○ 相続税の実地調査実績

項目		事務年度等			
		令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	1,603 件	796 件	49.7 %	
②	申告漏れ等の非違件数	1,337 件	677 件	50.6 %	
③	非違割合 (②/①)	83.4 %	85.1 %	1.7 ポイント	
④	重加算税賦課件数	280 件	154 件	55.0 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	20.9 %	22.7 %	1.8 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	487 億円	270 億円	55.4 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	93 億円	75 億円	80.6 %	
⑧	追徴 税 額	本税	86 億円	59 億円	68.6 %
⑨		加算税	14 億円	10 億円	71.4 %
⑩		合計	100 億円	69 億円	69.0 %
⑪	1 実 地 当 り 調 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注)	3,038 万円	3,392 万円	111.7 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	624 万円	867 万円	138.9 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 相続税の簡易な接触の状況

実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

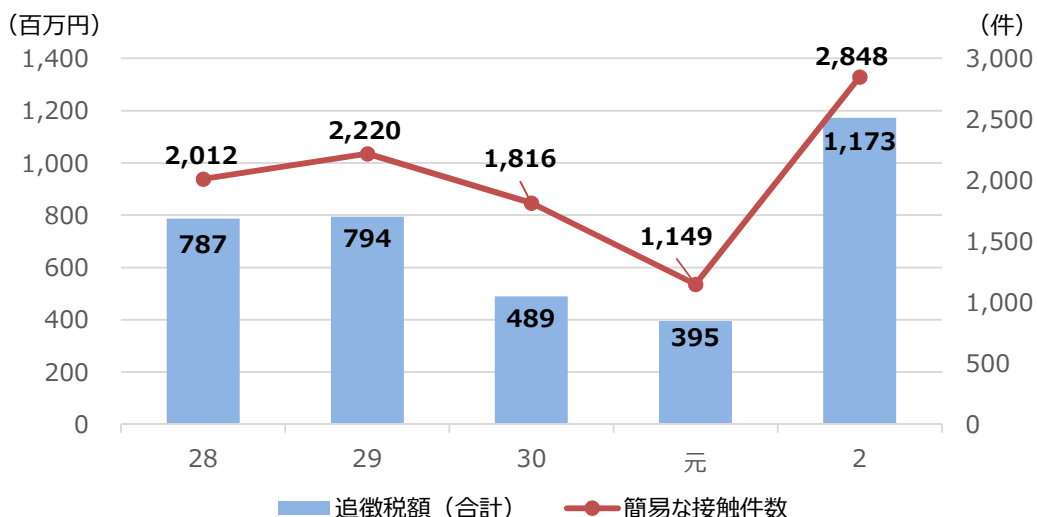
令和2事務年度においては、積極的に簡易な接触に取り組むことにより、**簡易な接触件数は2,848件（対前事務年度比247.9%）**、**申告漏れ等の非違件数は659件（同206.6%）**、**申告漏れ課税価格は10,243百万円（同192.4%）**と増加しました。

なお、**追徴税額は1,173百万円（同297.0%）**と、**簡易な接触の事績を集計し始めた平成28事務年度以降で最高**となりました。

○ 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等		対前事務年度比 %	
		令和元事務年度	令和2事務年度		
①	簡易な接触件数	1,149 件	2,848 件	247.9 %	
②	申告漏れ等の非違件数	319 件	659 件	206.6 %	
③	申告漏れ課税価格	5,323 百万円	10,243 百万円	192.4 %	
④	追徴 税 額	本税	375 百万円	1,114 百万円	297.1 %
⑤		加算税	20 百万円	59 百万円	295.0 %
⑥		合計	395 百万円	1,173 百万円	297.0 %
⑦	1 簡 件 易 当 な 接 触	申告漏れ課税価格 (③/①)	463 万円	360 万円	77.8 %
⑧		追徴税額 (⑥/①)	34 万円	41 万円	120.6 %

○ 相続税の簡易な接触の事績の推移



Ⅱ 調査に係る主な取組

1 無申告事案に対する実地調査の状況

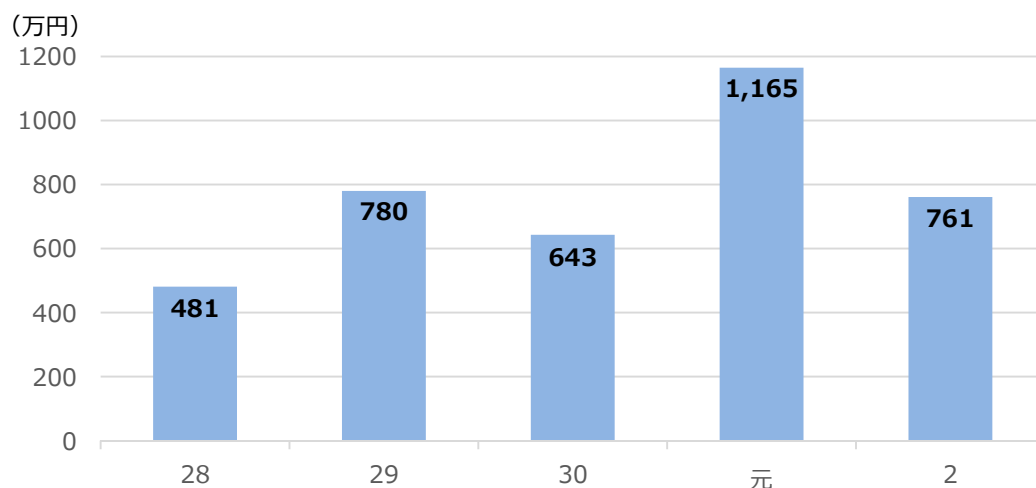
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和2事務年度においては、無申告事案に対する実地調査を76件（対前年比35.5%）実施しました。

○ 無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等			
		令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	214 件	76 件	35.5 %	
②	申告漏れの非違件数	186 件	68 件	36.6 %	
③	非違割合 (②/①)	86.9 %	89.5 %	2.6 ポイント	
④	申告漏れ課税価格	200 億円	67 億円	33.5 %	
⑤	追徴 税額	本税	2,085 百万円	468 百万円	22.4 %
⑥		加算税	409 百万円	110 百万円	26.9 %
⑦		合計	2,494 百万円	578 百万円	23.2 %
⑧	1 実 件 当 た り 調 査	申告漏れ課税価格 (④/①)	9,346 万円	8,816 万円	94.3 %
⑨		追徴税額 (⑦/①)	1,165 万円	761 万円	65.3 %

○ 無申告事案に係る実地調査1件当たりの追徴税額の推移



2 海外資産関連事案に対する実地調査の状況

納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、海外取引や海外資産の保有状況の把握に努めています。

令和2事務年度においては、海外資産に係る申告漏れ等の非違件数は10件（対前事務年度比90.9%）、非違1件当たりの申告漏れ課税価格は2,610万円（同12.3%）でした。

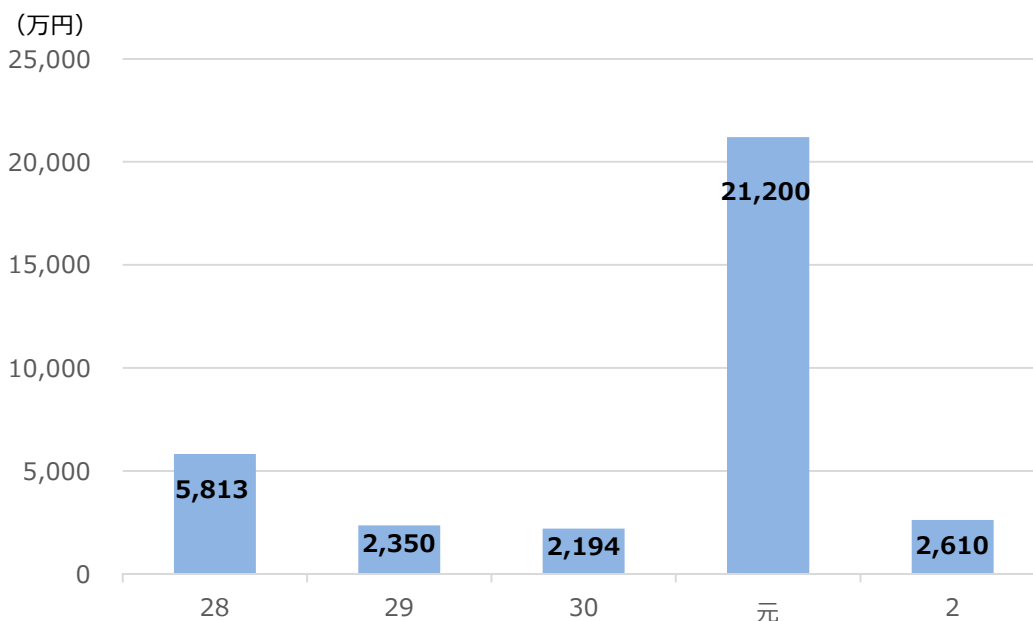
○ 海外資産関連事案に対する実地調査の状況

項目	事務年度等		対前事務年度比	
	令和元事務年度	令和2事務年度	令和元事務年度	令和2事務年度
① 海外資産関連事案に係る実地調査件数	203 件	106 件	52.2 %	
② 海外資産に係る申告漏れ等の非違件数	158 件	85 件	53.8 %	
	11 件	10 件	90.9 %	
③ 海外資産に係る重加算税賦課件数	20 件	19 件	95.0 %	
	0 件	2 件	皆増	
④ 海外資産に係る申告漏れ課税価格	7,276 百万円	4,858 百万円	66.8 %	
	2,332 百万円	261 百万円	11.2 %	
⑤ ④のうち重加算税賦課対象	1,115 百万円	2,654 百万円	238.0 %	
	0 百万円	28 百万円	皆増	
⑥ 非違1件当たりの申告漏れ課税価格（④/②）	4,605 万円	5,715 万円	124.1 %	
	21,200 万円	2,610 万円	12.3 %	

(注) 1 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうち海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系の金融機関との取引があるもの等のいずれかに該当する事案をいう。

2 ②から⑥欄の上段の計数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。

○ 海外資産に係る非違1件当たりの申告漏れ課税価格の推移



3 贈与税に対する実地調査の状況

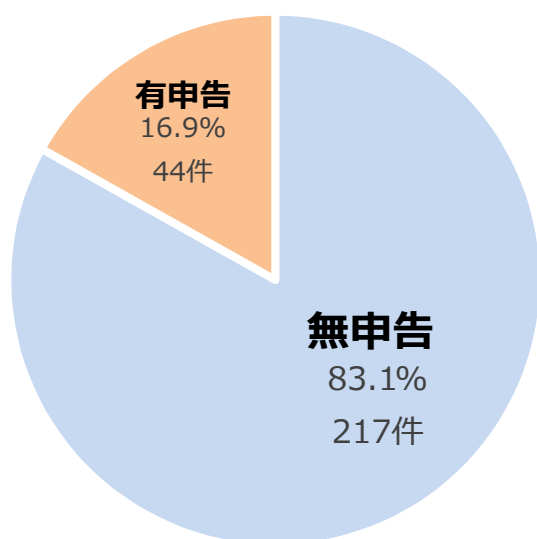
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和2事務年度においては、贈与税事案に対する実地調査を275件（対前年比61.1%）実施しました。

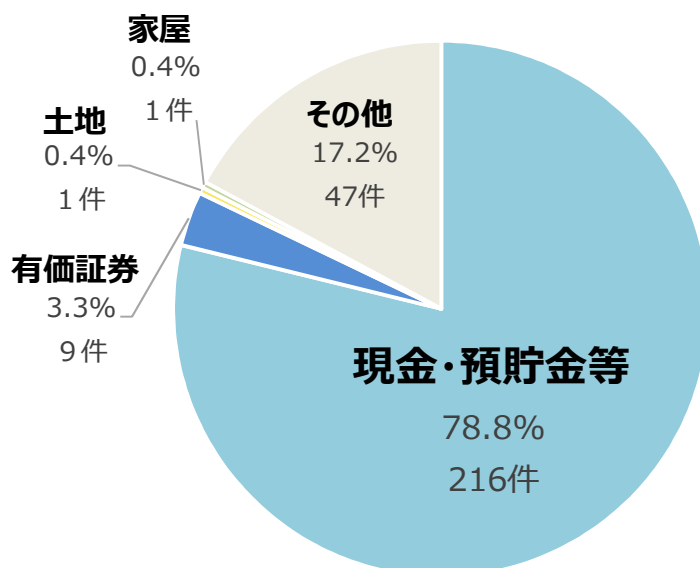
○ 贈与税事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		対前事務年度比
		令和元事務年度	令和2事務年度	
①	実地調査件数	450 件	275 件	61.1 %
②	申告漏れ等の非違件数	421 件	261 件	62.0 %
③	申告漏れ課税価格	1,992 百万円	1,059 百万円	53.2 %
④	追徴税額	528 百万円	226 百万円	42.8 %
⑤	1 実 件 地 当 た り 調 査 申告漏れ課税価格 (③/①)	443 万円	385 万円	86.9 %
⑥	追徴税額 (④/①)	117 万円	82 万円	70.1 %

○ 申告漏れ等の非違件数の状況



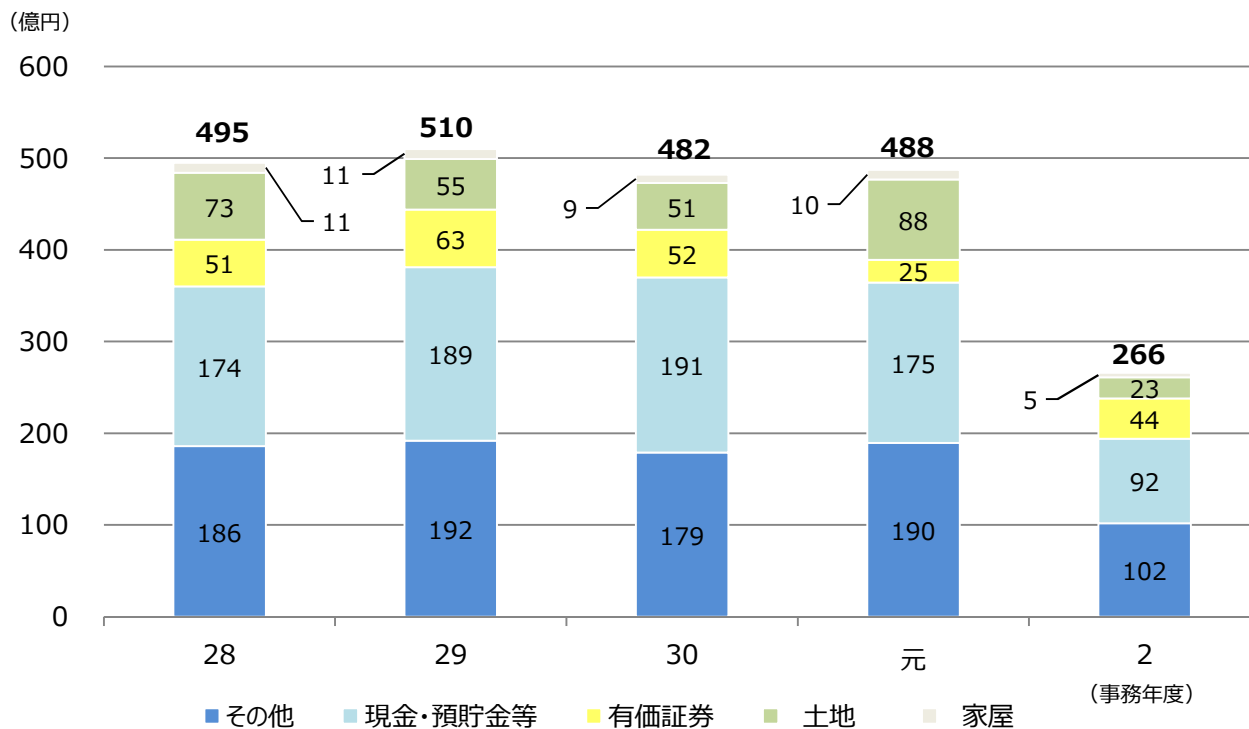
○ 調査事績に係る財産別非違件数



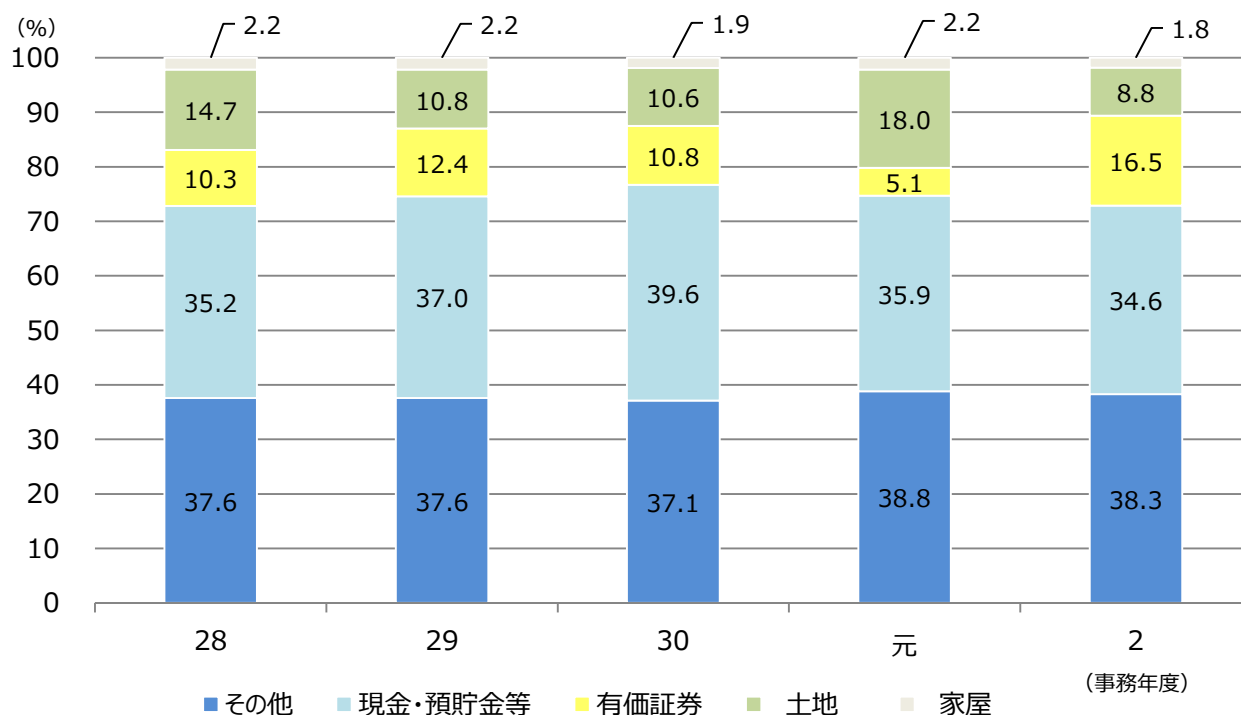
(注) 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものであるため、延件数となっている。

Ⅲ 参考計表

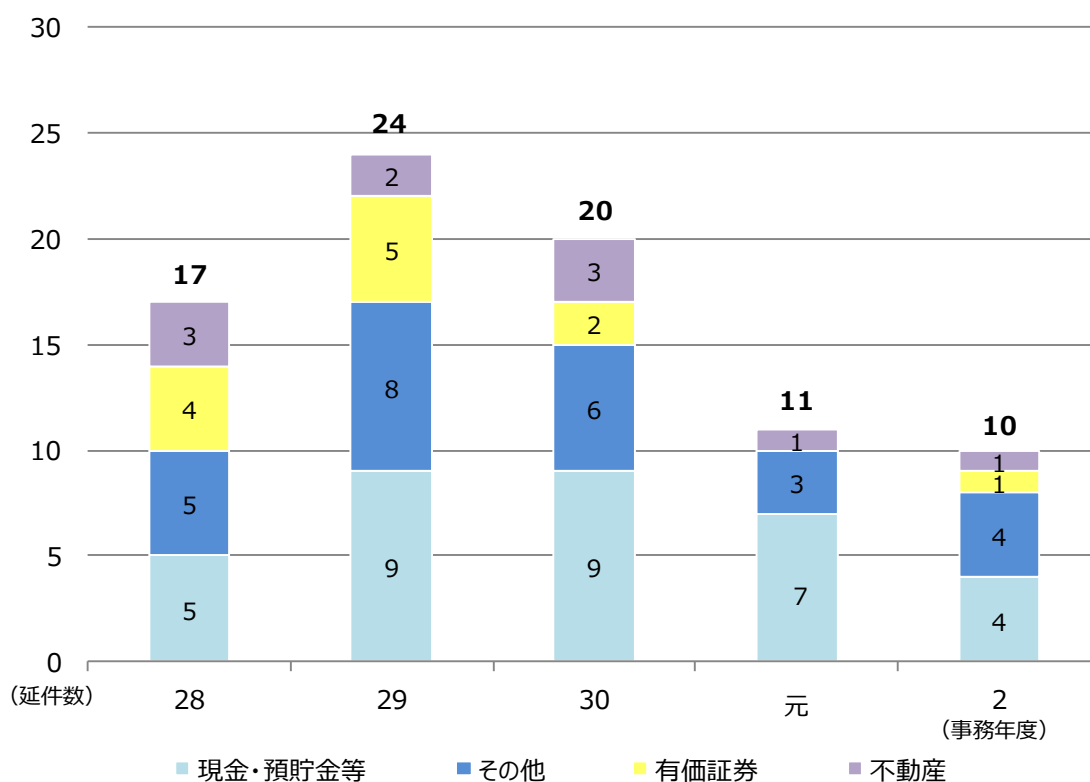
1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

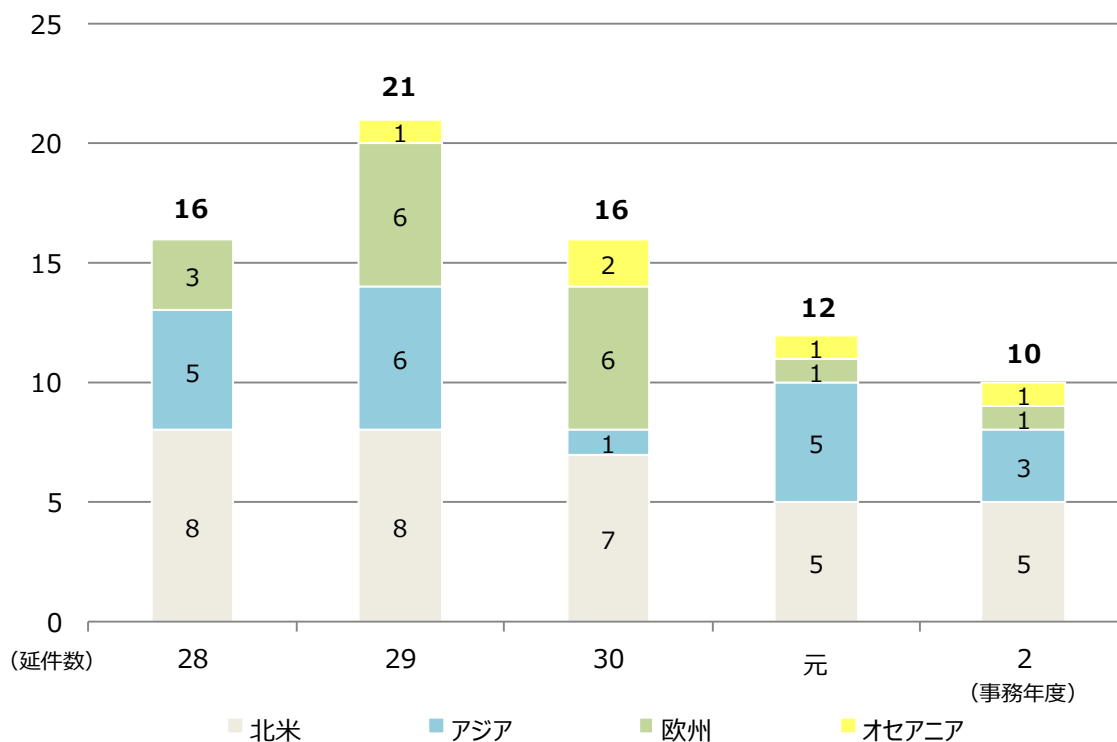


3 海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移



(注) 「延件数」とは、1つの事案において、複数の財産に申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものである。

4 海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移



(注) 「延件数」とは、1つの事案において、複数の地域に申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものである。